

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 9 月 5 日
午後 1 時 30 分
教育委員会室

議 案

- 第 74 号議案 請願・陳情審査について
第 75 号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について
第 76 号議案 平成 26 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
第 77 号議案 委員長の選挙について
第 78 号議案 委員長職務代理者の指定について

報 告

名古屋市立中学校生徒転落死の対応経過について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員25名

(古川委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。最初にお諮りいたします。報告「名古屋市立中学校生徒転落死の対応経過について」は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。会議録につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の審議に先立ちまして、2名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(古川委員長)

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第74号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、陳情者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者1名に5分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方々にお願いします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人より、口頭陳述が行われた。】

(古川委員長)

これをもちまして、口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第74号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

陳情の要旨は、現在中学校で使用されている歴史教科書の中で、「日本国憲法制定経緯」について、制定過程の事実をきちんと教えているか、教育委員の皆様にご点検することを求めるものでございます。理由については、1ページから3ページに記載されております。

学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野「現代の日本と世界」の内容の取扱いとして、次のことが大切と示しています。我が国の民主化と再建の過程については、戦後の混乱の中で、国民の貧しさからの解放の願いや平和と民主主義への期待などを背景に、日本国憲法の制定をはじめとして大きな改革が次々に進められ、現代の日本の骨組みが形成されたことに気付かせる。その際、戦後の混乱や生活の様子、国民の努力などについて、身近な地域などの具体的な事例を基にとらえさせるようにし、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせる。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものです。本市で採択している中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、各中学校においては、学習指導要領の要旨を踏まえて教育課程を編成し、憲法の制定過程についても指導を進めているところです。なお、参考といたしまして、中学校社会科歴史的分野教科書の日本国憲法制定経過に関する記述、及び学習指導要領解説と7種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

(野田委員)

最後に添付されている比較表についてですが、歴史的分野を発行している7者について、10項目を分析したものがございしますが、それぞれ教科書会社に特色があると感じました。先日も高校の日本史Bを発行している5社の編集者に来ていただいたときも、それぞれに特色があると感じました。教科書会社に特色がありますが、全国において7社はどのくらいのシェアなのか、わかりましたら教えてください。

(金田指導室長)

お尋ねいただきました7社の教科書のシェアについて、申し上げます。東京書籍52.8%、教育出版14.6%、帝国書院14.1%、日本文教出版12.6%、清水書院、自由社、育鵬社の3社はいずれも5%以下のシェアでございます。

(古川委員長)

一番シェアが高い東京書籍、次は名古屋市が採択している教育出版ということでしたが、大まかで結構ですので、内容の違いなどをご説明ください。

(金田指導室長)

お配りしています資料に「日本国憲法制定経緯に関する記述」をそれぞれの出版者ごとにまとめております。今、委員長からお話のありました東京書籍は、「GHQの指示を受けて日本政府がはじめに作成した改正案は、大日本帝国憲法を手直ししたものにはすぎませんでした。そこで、徹底した民主化を目指すGHQは、日本の民間団体の案も参考にしながら、自ら草案をまとめました。日本政府は、GHQの草案を受け入れ、それをもとに改正案を作成しました。そして、帝国議会の審議を経て、1946年、昭和21年11月3日に日本国憲法が公布され、翌年の5月3日から施行されました。」、本市で採択しております教育出版についても、読みあげさせていただきます。教育出版の記載は、「連合国軍総司令部は、日本政府に対し、憲法の改正を指示しましたが、政府の改正案は大日本帝国憲法の一部を修正しただけでした。そこで連合国軍総司令部は、民間の憲法研究会案などを参考にした草案をつくって政府に示し、政府はこれをもとに新たな改正案を作成しました。この案は、1946年、昭和21年11月3日、日本国憲法として公布され、1947年5月3日から施行されました。」というように、それぞれ特徴をもった記載でございます。

(野田委員)

陳情者の方は、前から月刊誌等で憲法についての研究をされ一定の考え方をもってみえることについて、感服いたしました。我々委員にもう一度点検をという趣旨でございますが、今、使われている中学校の教科書は、2年前にかなり時間をかけて点検をしました。その点検をする前に、各学校の先生方に各社の教科書を手に取っていただいて、どの教科書がふさわしいか、各学校の先生方の考え方、市民の声、調査研究委員会という社会科の専門の先生方の意見、3つ程度の要素の反映しながら、当時の委員が手にとって日ごろ話題になるようなことは点検し、2年前に採択し、現在使われています。2年前の段階で十分にいろいろな意見を反映し点検して決めてきています。先程、質問いたしましたが、ある社がかなりシェアを占めていますが、名古屋市が採択している教科書はそれではなく中庸である社を採用していることから、本市が採用している教科書は妥当だと考え、現段階では点検する必要はないと考えます。数年後に採択の時期が来ますので、そのときに同様の調査をさせていただくということでもいいのではと思います。

(下田教育長)

義務教育の教科書ということで、陳情者の方もおっしゃって見えましたが、できるだけ事実に基づいたもので、あまり特殊な学説が入っていたりせず、中庸なものがいいと思います。

(古川委員長)

2年前に中学校の教科書採択のときに教育委員会委員として携りました。歴史と公民はかなりの時間をかけて論議をさせていただきました。急激に変えるのは名古屋の現状には難しいですが、時代の流れによって少しずつ内容が改正されたものが出てき

ていますので、現在の教科書が採択されたと記憶しております。私が経験したことで、皆様にもお伝えいたします。

他にご意見もないようですので、第 74 号議案について、お諮りいたします。本市で採択している中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。また、各中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえて教育課程を編成し、憲法の制定過程についても指導を進めているところです。したがって、中学校歴史教科書における「日本国憲法制定経緯」にかかわる記述について、教育委員に点検を求める陳情については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 75 号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第 75 号議案でございます。教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価については、7 月 18 日に協議題としてご協議いただき、8 月 21 日には知見委員会議を開催し、有識者の皆様への意見聴取を行いました。今回は、最終報告書の案としてまとめさせていただきました。先月の知見委員会議でいただいた意見の整理につきまして、説明させていただきます。76 ページをご覧ください。教育委員会が行った点検評価に対して、外部の知見委員の皆様からご意見をいただいた内容を「第 2 章 学識経験者による評価」と題し、施策の基本的方向をもとに取りまとめ、83 ページまで収録しております。これらのご意見は、教育委員会としての点検評価とともに、今後の教育振興基本計画の推進、並びに次期教育振興基本計画の策定にあたり、参考とさせていただきます。いただきましたご意見に対する考え方については局内のとりまとめをいたしまして、今後ご協議いただきたいと思います。なお、この報告書は 9 月下旬に議会へ報告をいたしますとともに、名古屋市公式ウェブサイトや市民情報センターにおいて、市民へ公表する予定です。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

(野田委員)

知見委員の方々の意見を取りまとめていただきました。施策 6-2 は、先日事件もありましたし、重点的に議論をいたしました。その他を見ますと、施策 4 や施策 2 な

どが話題になったことがわかります。施策2については学力や教員の資質について、施策4については健康や運動について。これについては9月にシンポジウムを行いますので、知見委員からの意見も踏まえシンポジウムを開催したいと思います。

(下田教育長)

企画経理課長から説明いたしましたが、主な意見の〇ごとに、各原課の考え方を後日お示しして、教育委員会としてどう受け止めるかを議論し深めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第75号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第76号議案「平成26年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(山内教職員課長)

第76号議案 平成26年度名古屋市立幼稚園園児募集要項につきましてご説明申し上げます。概要を参考として綴じ込んでありますので、ご覧ください。まず、「1 定員及び募集人員等」でございます。3歳児につきましては、昨年度募集からの変更はございません。4歳児につきましては、3年保育が主流となっている状況下で4歳児からの応募者数が減少傾向にあること、小学校において1年生30人学級編成を実施している状況を勘案しまして、実態に即した形で対応するという観点で、全園での4歳児定員を35人から30人に変更することといたしました。別表にあります各園の4歳児募集人員は、3歳児定員と4歳児定員の定員数の差になっております。4歳児の合計募集人員は昨年比215人減の335人となります。なお、4歳児定員の変更により募集数が減少することから、地域によっては4歳児の待機幼児を新たに生むことも懸念されますので、1学級あたり35人以下を原則としている幼稚園設置基準に従いまして1学級あたり5人までは加算して受け入れを可能とすることも併せて検討いたしました。その結果、備考欄にありますように、弾力的な受け入れ方法を記載することにいたしました。次に、「2 日程」でございますが、応募期間は10月8日火曜日から10月11日金曜日までの4日間とし、入園選考は10月16日水曜日、17日木曜日 に実施いたします。この日程につきましては、昨年とほぼ同様でございます。なお、募集人員を超える応募者があった場合は、10月21日月曜日に公開抽選で入園予定者を決定いたします。以上、平成26年度幼稚園園児募集要項につつま

して、ご説明申しあげました。よろしく、ご審議のほどお願い申しあげます。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(梶田委員)

昨年までの実績で、抽選によりあふれた子はどれくらいいますか。ほとんどの子が入れるということでしょうか。

(山内教職員課長)

4歳児は、全員入園いたしました。3歳児は、倍率が高い園もございまして、10園で定員を超えています。

(森学校教育部長)

3歳児の倍率は、平均で1.10倍でした。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第76号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(山内教職員課長)

なお、9月6日に記者クラブへ資料提供させていただきますので、それまではこの件につきまして、ご配慮をお願いいたします。

(古川委員長)

それでは、第77号議案「委員長の選挙について」を議題といたします。選挙の方法については指名推薦で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、指名推薦によって選ぶことといたしますので、どなたか推薦をお願いいたします。

(服部委員)

次期委員長に野田委員を推薦いたします。

(古川委員長)

服部委員から推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、野田委員を委員長に決定いたします。

続きまして、第 78 号議案「委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。
第 1 ・ 第 2 委員長職務代理者を指名推薦で指定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、指名推薦によって指定することといたしますので、どなたか推薦をお願いいたします。

(福谷委員)

第 1 委員長職務代理者に服部委員を、第 2 委員長職務代理者に梶田委員を推薦します。

(古川委員長)

福谷委員から推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、第 1 委員長職務代理者に服部委員、第 2 委員長職務代理者に梶田委員を指定いたします。

それでは、野田委員から委員長就任のご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(野田委員)

ただいま委員長に推薦、そしてご承認いただきましてありがとうございます。私は学校教育経験者でございます。まずは、最近話題になっていますが、先生方が子ども一人一人と接する時間をできるだけ多く確保できるように考えていきたいと思っています。また、生涯学習につきましては、学びたいときに市民の方が楽しく学べる機会を作っていけたらと思っています。ただ、現委員長と違いまして数字には弱いところがありますので、半年間古川委員長、そして委員の方にお助けいただきたいと思います。皆様方のご支援、ご協力を得ながら、進めていきたいと思っています。

(古川委員長)

では、私から一言、退任の挨拶をさせていただきます。皆様もご承知と思いますが、委員長は今月末までですが、教育委員としてあと半年、皆様方と一緒に仕事させていただきます。中小企業のおやじとして、今までのやり方と違うやり方で、事務局の皆様には大変ご迷惑をおかけしながら、やってまいりました。事務局の皆様にはお礼を申しあげたいと思います。ありがとうございます。委員長になる前に、教育委員会のあり方について、どういう運営をしていったら河村市長の考える革新ができるのかということを考え、事前にやりたいことをまとめていました。それをこの一年間やってまいりました。野田委員には前もって、委員長としてこういうことをやりたいという方針を示し、話し合いをしながらやってまいりました。今の時代は、企業もそうですが、教育委員会も時代の流れに合わせて変えていくことが大切で一番重要なことと考えておりますが、そう思いながらも変えることができなかったこともあり、少し残念に思うこともあります。委員のバランスを保っていく、偏らない教育委員会としていくことが、あと半年の使命と思っています。あと半年間お世話になりますが、委員長退任の挨拶とさせていただきます。

それでは、以上で議案を終了いたします。それでは、報告事項に移ります。関係職員の入替えをお願いします。次の報告事項は非公開となります。傍聴人の方は退室してください。

報告「名古屋市立中学校生徒転落死の対応経過について」は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 2 時 21 分終了